

## 2 金 沢 志 津 夫 議 員

- 1 岩内高校進学生に町の支援を
- 2 廃校となる4学校の活用方法と町への影響について
- 3 カスタマーハラスメント防止に町条例制定を



### 1 岩内高校進学生に町の支援を

道立岩内高校は令和5年度から普通科1間口減の2学級、地域産業ビジネス科1学級の3学級となっており、岩宇の中学校卒業の進学生全体を合わせても一学年で70人弱と減少傾向が続いている状況にあります。

また、町内中学卒業生の4割が岩内高校以外の公立、私立の高校に進学している現状にもあり、このまま推移すれば北海道が進める高等学校適正配置計画により学級削減の対象となり、将来的に廃校の危機を迎える事にもなり兼ねず、施設一体型義務教育学校を推進する岩内町の教育振興に関する施策の計画的推進にも関わることから、地元の高校を存続するため、町としても早急な対策が求められます。

かつて岩内高校の野球部は名門として知られ、全道大会で準優勝をするなど脚光を浴びましたが、現在は指導者がいても部員ゼロで、野球場から生徒の声が聞こえない寂しい状況となっており、スポーツ振興等も合わせた高校側の努力と自治体支援の両面から考える必要があると思われまます。

さらに、地元企業への就職難と高学歴社会の傾向が都市部に若者を流出させ、過疎化に拍車をかける中、地方の高校は自治体の支援が後押しになって、それぞれに特色ある校風やたゆまぬ努力で定員数確保に全力を傾注しており、地域ぐるみで地元の高校を支援する取り組みが全国的にも広がりを見せております。

岩内町も岩内高校の存続に向けた具体的支援策等を検討する時期にあると考え、質問いたします。

町は岩内高校の現状認識と義務教育学校を推進する上での岩内高校の位置付けや、地元高校への進学率向上に向けた問題点や課題をどのように整理し、検証していくかについてお伺いします。

岩内高校は大学への進学校としても、文化、スポーツの分野でも後志管内では遜色ない高校と伺っています。町内外から進学生を受け入れることで、町の経済にも大きく貢献すると考えます。こうしたことから、特色ある学校づくりで義務教育学校と岩内高校、行政が積極的に情報を共有し、意見交換や対話の場を設け、町として支援できる態勢を構築するべきと考えるが、教育長の見解をお伺いしま

す。

中学校から高等学校に進学する生徒と保護者にとって一番の負担は、高額な制服や教科書、タブレット端末機器などが家計を圧迫しています。こうした負担を軽減するため、自治体として進学時に何らかの財政支援を行う考えがあるか伺います。

**【答 弁】**  
**教 育 長 :**

1 項めは、岩内高校の現状認識と義務教育学校を推進する上での位置付けや、地元高校への進学率向上に向けた問題点や課題をどのように整理し検証していくのかについてであります。

社会情勢の急速な変化や、生徒の興味・関心・進路希望等の多様化、さらには中学校卒業生数の減少など、高校を取り巻く環境が変化している中、岩内高校への入学者につきましては減少傾向が続いており、本年度においては、定員に対する欠員が50人を超える状況となっております。

こうした中、本年9月に、北海道教育委員会が令和7年度から令和9年度を期間として策定した公立高等学校配置計画では、岩内高校の学級数は、現状の普通科2学級、商業科1学級と変更はありませんが、配置計画については、中卒者の進路動向等を見極めて、毎年度再検討することとされており、今後の状況によっては、配置計画の変更の可能性についても考えられるところであります。

岩内高校は、地域の未来を担う人材育成と活力を生み出す機能の大きな柱として、また、義務教育との連動性のほか、まちの賑わいなど経済的な面も含め、本町のまちづくりにおいて、極めて重要な存在であり、未来に向けて長く存続していくことは、町民全体からも強く望まれているものと考えております。

また、岩内高校は岩宇地域唯一の高校であり、岩内高校におけるこうした問題は、本町のみならず、この地域の共通の課題として、岩宇地域全体で考えて行く必要性があるものと考えております。

こうしたことから、教育委員会では本年10月に、岩内町、共和町、泊村、神恵内村の4町村の教育委員会に加え、北海道教育委員会も交えた話合いの場を設け、岩内高校の現状や課題等についての情報共有による確認をしたところであり、今後においても、岩内高校についての協議・検討の場を設け、取り組んでまいりたいと考えております。

2 項めは、特色ある学校づくりで、義務教育学校と岩内高校、行政が積極的に情報を共有し、意見交換や対話の場を設け、町として支援できる態勢を構築するべきと考えるが、についてであります。

教育委員会では、各学校における児童生徒の状況や教育環境における課題等について、情報共有を行う場として、岩内高校を含めた町内の各学校の校長、教頭のほか、岩内警察署が参加する学校連絡会を毎月開催しており、その中で、各学校における学習状況や部活動の取り組み状況などの情報共有とともに、特色ある学校づくりに向けた意見交換等を行っているところであります。

また、岩内高校の学校運営協議会においても、教育委員会からは教育部長、第二中学校の校長が委員として参加し、岩内高校の学校経営に参画しているところであり、今後においても、こうした意見交換の場を積極的に活用してまいります。

また、1 項めでお答えした4町村の協議の場を活用してまいりたいと考えております。

3 項めは、高等学校に進学する生徒や保護者に対する財政支援についてであります。

高等学校などへの進学の際には、制服やカバンのほか、教材費や授業料などの新たな費用が発生し、保護者等の負担が増加することから、経済的な理由に

よって修学困難な学生等に対しては、本町においては奨学金制度を設けており、高校生や専門学校生、大学生などを対象に交付しているところではありますが、制服や教科書、タブレット端末などの購入に対する直接的な助成は、現在、実施していないところでもあります。

人口減少や少子化が進行する中、一部の自治体においては、高校の存続に向けた対策事業として、入学祝い金の給付や、修学に係る経費に対する助成等を実施しております。

こうした中、本町においては、町内中学校及び関係団体、岩内高校と連携に向けた意見交換等を行っているほか、岩内高校の生徒が主体的に地域課題の解決や、新たな価値の創造を学ぶことを目的とした総合的な探求の時間において町が協力連携するなど、岩内高校の魅力ある活動への支援に努めているところでもあります。

また、令和8年度に開校する岩内中央学園においては、ふるさと岩内を愛し、志高く夢の実現に向かうを学校教育目標と掲げ、目標を体現する取り組みの一つとして、まちづくり科を新設する予定であります。

このまちづくり科による、ふるさと岩内を愛する児童生徒の育成は、岩内高校の総合的な探求の時間と連携・連動することで、双方の学校の魅力の向上に繋がるものであり、岩内高校とも連携しながら、取り組みを進めてまいりたいと考えているところでもあります。

現段階においては、制服や教科書、タブレット端末などに対する財政的支援は考えておりませんが、学校教育や子育て支援全体を考慮する中で、他の自治体における支援策等の状況を把握するとともに、岩内高校の活性化のための支援を検討する中で、経済的支援等についても、今後の検討課題としてまいります。

## 2 廃校となる4学校の活用方法と町への影響について

岩内町は将来の義務教育のあり方を考え、町内の小・中学校4校を廃校にし、施設一体型義務教育学校の開校に着手しました。

議論の過程で私は廃校となる4校について、地域のコミュニティとしての場が無くなる事、原子力防災や大規模災害時の避難場所が無くなる事、廃校後の活用方法について財政的にも問題になるとして危惧してきました。

そこで以下について質問いたします。

町は当初から義務教育学校の建設を急ぐ余り、廃校4校の今後については議論を避けてきた感がありました。

この度、防災行政無線で町民に広く4学校の活用方法について意見を聴取しましたが、その結果についてお知らせ下さい。

町は廃校後の活用について、当初からどのような計画を持っていたのか。町民に広く聴取を求めるまで計画はなかったのか。これまで議会に対して何の提案や相談がなかったのは何故か。解体など活用内容によっては多額な財政負担が生じる事も考えれば、議会軽視ではないのか。学校建設は議論しても廃校後の議論が議会でなされないのは、車の両輪から言ってもルール違反ではありませんか。

町民から意見聴取する前に、町としてしっかりとした活用計画を示してから議会や町民に意見を求める事案だったと思うが、これまでの経過を伺います。

廃校によって学校ごとに培われてきた地域コミュニティが薄れる事をどう考えますか。災害や緊急時の避難場所が4か所減少する事になるが、開設する義務教育学校がすべて受け入れ可能な避難場所となるのか。災害時に住民が避難する場所が近くになくなれば、住民はどこに避難すればいいのか。現在の町の防災計画や原子力防災計画の見直しが当然必要と考えるが、その対応を伺います。

## 【答 弁】

### 町 長：

1 項めの、4 学校の活用方法についての意見聴取の結果についてと、2 項めの、これまでの経過については、関連がありますので併せてお答えいたします。

義務教育学校の開校に伴い、既存の4校は令和8年に用途廃止となる予定ですが、4校全ての土地・建物を公共用として利活用することは、施設の老朽化や維持管理費の面から難しく、いずれかの施設は除却や売却などによる処分が必要となるものと考えており、廃校後の4校のあり方については、今後のまちづくりや防災、町財政、地域コミュニティなどの点からも十分に時間を設け、議論を行った上で決定すべき重要な案件であります。

利活用方針の決定に向けては、昨年度、特別職と部長職で構成する既存校あり方検討会議を設置し、各部署からの要望や職員からのアイデアを募るなど、方針策定に向けた作業を進める中で、学校全体を単位とした検討のみではなく、校舎・体育館・グラウンドといった個別の利活用の可能性も含めた検討が必要であること、また、具体的な検討に入る前段で、まずは町が考える方向性を大枠の方針として示すことにより、その後の庁内検討や住民アンケート等もよりスムーズに進めることができるものと判断し、本年7月、校舎・体育館・グラウンドそれぞれの区分ごとに活用あるいは売却や除却などの方向性を示した大枠の方針を決定したところであります。

さらに、その後、本年の10月から11月にかけては、大枠の方針を基に地域住民のニーズを把握するための町民アンケートを実施し、具体的な調査方法として、役場庁舎や岩内地方文化センターなどの5つの施設にアンケート用紙を設置したほか、町内の小中学校や幼稚園、スポーツ、文化団体など57団体に対して、L o g o フォームの活用などによる協力を依頼して行ったところであります。

その結果、10代の回答が最多の27%、70代以上が20%を占めるなど、幅広い世代の695人からの回答があり、アンケートの内容としても、地域コミュニティや避難所のあり方など、今後の検討を進めるうえで様々なご意見をいただいたと感じているところであります。

また、町では、様々な可能性を探り、選択肢を広げる意味から、大枠の方針には土地・建物の売却やP F I などによる民間活力の導入も検討しており、今後は、民間の参入意欲や実現の可能性を把握し、活用アイデアを収集するため、令和7年度の早い時期にはサウンディング型市場調査の実施を予定しております。

こうした中、議会に対する提案の有無につきましては、本年6月3日開催の所管委員会において、既存校の利活用方針についてとして、大枠の方針案の策定、方針案に基づくアンケート調査の実施などの作業スケジュールを口頭報告させていただき、これを踏まえ、これまで各部署からの要望や職員アイデアの募集、大枠の方針決定、町民アンケート調査等を実施したところであります。

町としましては、それらの結果が全体的に一定程度整理できた段階で、検討経過等を議会へ報告し、多角的な視点から、将来の町づくりを見据えた総合的なご意見を頂戴していくことで、これまでの検討内容や大枠の方針の精度をより高めていけるものと考えており、現時点までの途中経過については、年明けには議会への報告ができる見通しではありますが、今後、議会との協議を進める中では、大枠の方針についても修正が必要となる場合もあり得ると考えている

ことから、これまでの議会とのルールの中で検討が進められてきていると認識しております。

いずれにしましても、廃校後の4校につきましては、新たなコミュニティの拠点として、また、広く町民が利益を享受できるものとして有効に活用するため、今後はサウンディング型市場調査や有識者からの助言等を参考にしながら、検討作業を継続していくとともに、特に民間事業者の参入等、新たな動きや進捗に変化があった際には、適時報告し、意見を伺うなど、町の将来にとってより有効かつ効果的な選択ができるよう既成概念にとらわれることなく、利活用方針策定に向けた作業を進めてまいります。

3項めは、廃校に伴う地域コミュニティへの影響と避難場所の確保及び町の防災計画見直しの必要性についてであります。

はじめに、廃校に伴う地域コミュニティへの影響についてであります。学校は、児童・生徒の学び場のみならず、避難所・遊び場・地域のイベント会場など、長く地域住民の交流の場としての役割を果たしてきたことから、学校の統廃合により地域コミュニティが薄れることを危惧する声もある中、今後の利活用の検討に当たっては、学校を中心とした地域コミュニティがどう変化するかという視点も含めた検討が欠かせないものと考えております。

一方、この統廃合を契機に、学校を核として築かれたかつての地縁を再生するという視点や既成概念にとどまることなく、地域の持つ資源や特色を活かした活用方法を見い出していくことは、新たなコミュニティを創り出すことにも繋がり、広く地域住民に開かれたプロセスを通じ、長期的・複合的な展望からの新たなまちづくりを進めていくという住民一人一人の意識や行動の変化を生み出していくことが期待できることから、過疎化が進む町の将来にとって大変重要であると考えております。

次に、災害や緊急時の避難場所が減少するが、義務教育学校がすべて受け入れる避難場所となるのかについてと、災害時の避難場所がなくなれば住民はどこに避難するのかについてと、町の防災計画や原子力防災計画の見直しが必要ではについてであります。廃校後における4校の利活用については、町が考える方向性を大枠の方針として示しており、売却等を基本的な方針としている東小学校を除き、残りの3校については活用を基本としていることから、現時点では、災害や緊急時の避難場所として、現状どおりの活用が可能と考えており、東小学校については、仮に大枠の方針どおり売却等により処分する旨を決定した場合においても、近接するいわない東保育所や岩内地域人材開発センターなど、周辺の施設で代替が可能になるものと考えております。

また、令和8年4月に開校予定の義務教育学校については、前身の地域交流センターや町民体育館を上回る施設規模であること、さらにその耐震性、居住性、立地状況のほか、非常用自家発電、空調設備など、災害時での避難場所として一定期間生活するための環境が整備されていることから、法令で規定している災害時での指定避難場所としての基準を十分に満たしているため、義務教育学校の開校時に合わせ、指定避難場所の1つとして、新たな指定を考えているところであります。

したがって、これまで指定済みの他の指定避難所と合わせ、今後も自然災害時での避難所及び原子力災害時での集合場所として活用をする予定であることから、町全体としての避難場所の減少や収容人数の減にはならないものと考えております。

また、町の各防災計画の見直しにつきましては、指定避難所としていた町有施設において、各用途に係る変更等が生じた場合には、これまでも、適宜、改訂を行ってきたところであり、今後においても、既存4小中学校における利活用方針が決定した際には、国や北海道の防災計画の変更とも合わせ、住民避難に影響が生じないことを十分に確認しながら、必要な改訂を実施してまいります。

### 3 カスタマーハラスメント防止に町条例制定を

カスタマーハラスメントは、客が店側に理不尽な要求をする行為ですが、定義が広く被害の実態が掴みにくいので、泣き寝入りするケースが多いのが問題となっていました。

この度、道においてカスハラ定義を10項目の具体的事例で示し、市町村に周知啓発を促すとなりましたが、岩内町においても、あらゆるカスハラも許さない町民全体の総意としてカスハラ防止条例の制定に早急に取り組むよう求めますが、対応を伺います。

**【答 弁】**

**町 長：**

近年、顧客からのクレームや言動など、著しい迷惑行為となるカスタマーハラスメントの被害が各地で深刻化していることから、厚生労働省が令和4年に企業でのカスタマーハラスメント対策の必要性や従業員を守る対応について、カスタマーハラスメント対策マニュアルを作成するなどして対応強化を進めている中、このたび北海道において、カスタマーハラスメント防止条例を制定し、令和7年4月1日から施行する旨、町へ情報提供されたところであります。

本条例では、カスタマーハラスメント対策に関し、北海道が市町村や関係機関と連携を図り、被害を受けた方や事業者への相談体制などを条例に盛り込んでおりますが、今後、北海道では具体的な指針内容などについて道民に対しパブリックコメントを実施し、広く意見を募るとのことであるため、具体的な施策については、まだ流動的な状況と伺っております。

このため、町としましては、まずは、北海道が実施する内容を踏まえた中で、町や商工会議所などの関係機関に求められるそれぞれの役割を見定めながら、北海道や関係機関と連携し、町としてのカスタマーハラスメントの防止に向けた役割を担ってまいりたいと考えておりますので、現時点におきましては、町としてカスタマーハラスメント防止条例を制定する考えには至っておりませんが、今後、町としての役割などが見えてきた段階で、条例制定の必要性なども含め検討してまいりたいと考えております。